明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則及び独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**三九）　一

〔告　示〕

○天皇皇后両陛下は第三十回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件（**宮内庁**四）　二

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**一九一）

○地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則第二条に規定する総務大臣が定める従業者数を定める告示（**同**一九二）

○除籍の一部が滅失した件（**法務**二二〇）

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（**国税庁**一四、一五）

○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件（**農林水産**七五一、七五二）

○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をする等の件（**同**七五三）

○森林病害虫等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずる等の件（**同**七五四）

○森林病害虫等防除法第三条第三項の規定に基づき、補完伐倒駆除を命ずる等の件（**同**七五五）

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定に基づき学校を認定した件（**経済産業**一一五）

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（**同**一一六）

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**五〇六～五一〇）

○航路標識に関する件（**海上保安庁**一三五～一四三）

○海上における射撃訓練等を実施する件（**防衛**九〇）

○海上における射撃訓練を実施する件（**同**九一～九六）

○道路に関する件（**関東地方整備局**二五九）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　金融庁・財務省・農林水産省
農林水産省　北海道　川崎市　京都市
大阪市

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

外国監査法人等に関する公示、有権者申出方、司法書士懲戒処分、登録

割賦購入あっせん業者の営業の廃止、公示送達関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

地方公共団体

法人解散命令処分関係

会社その他

省　令

○農林水産省令第三十九号

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第三十七条の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則及び独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則及び独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部改正）

第一条　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は広告代理業」を「、広告代理業」に改め、「及び第二号に掲げる事業を行う場合に限る。）」の下に「又は畜産業を営む個人（第七号に掲げる事業を行う場合に限る。）」を加える。

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改める。

二　機構法第十条第二号及びこれに附帯する業務に関する次の事項

イ　機構法第十条第二号の規定による補助に関する事項

ロ　機構法第十条第二号の業務に附帯して行う独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号。以下「機構法施行規則」という。）第